

平成27年 2月 5日

関係者各位

竹 原 市 長
〒725-8666 竹原市中央五丁目1-35
総務部財政課

建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う
入札金額の内訳書の取扱いについて（通知）

平素は、市行政に対しまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記の件について、公共工事の入札及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。）が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされました。

つきましては、これまで本市において設計価格130万円（消費税及び地方消費税相当額含む）未満の予定価格を事前公表しない案件に関しましては工事費内訳書の提出を求めておりませんでした。平成27年 4月 1日以降に開札する全ての公共工事の入札において、工事費内訳書の提出を求めることになりました。

なお、再度入札については、内訳書の再提出が困難である場合が想定されることから、最初の入札のみの内訳書提出で構いません。